

吉川小学校コミュニティスクール（学校運営協議会）設置要項

（設置及び趣旨）

第1条 亀岡市学校運営協議会規則（平成29年7月26日教育委員会規則第6号）に基づき、校長の責任の下、学校と保護者及び地域住民との連携を進め、児童のふるさと吉川を愛する心や生きる力を育み、効果的な学校運営を推進するため、吉川小学校コミュニティスクール（学校運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（委 員）

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者等のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

- 2 自治会の代表
- 3 保護者の代表
- 4 主任児童委員等民生委員児童委員の代表
- 5 青少年健全育成関係団体代表
- 6 防犯及び安全対策関連団体の代表
- 7 その他、会長が必要と認める者

（役 員）

第3条 協議会には、会長、副会長、コーディネーターを1名置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 コーディネーターは、地域学校協働活動をはじめとするそれぞれの活動を推進することを担う。

（任期等）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員は再任を妨げない。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。任期終了後も同様とする。

（会議及び運営）

第6条 会議は、校長と協議の上、会長が招集する。なお、定例の会議を年間2回開催し、会長が必要に応じて会議を開催することができる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、部会等の必要な組織を置くことができる。

（所管事項）

第7条 協議会は、校長が作成する学校経営方針について確認し、具体的な事業や取組について協議する。

- 2 協議会は、学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努める。
- 3 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援や協力に関して積極的に情報提供するよう努める。

附則 この設置要項は、令和5年6月15日から施行する。